

郡山市議会政策等調査検討会設置要綱

(設置)

第1条 議会内の自主的な取り組み、さらなる協議が必要な意見書・決議や軽易な当局への提言等について検討を行うため、郡山市議会政策等調査検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 会長会が検討会へ委ねた事項の調査検討に関すること。
- (2) その他検討会が特に必要と認める事項。

(組織)

第3条 検討会は、会長会から検討会へ案件が委ねられる都度設置し、委員はあらかじめ会長会等で委員数を定め、会派に割り振り、各会派から推薦された者をもって組織する。

2 委員の任期は、第2条の規定による検討が終了するまでとする。

(座長)

第4条 検討会に座長1名を置き、委員の互選によって定める。

第5条 最初の検討会の会議は、議長が招集し、座長の互選後の会議は、必要に応じ座長が招集する。

- 2 委員が欠席する場合は、代理の議員の出席、又は、座長へ委任状（第1号様式）を提出することができる。
- 3 会議は非公開とし、会議録は作成しない。なお、検討結果の概要等は結審後に公表する。

(報告)

第6条 検討会は、協議結果を会長会に報告する。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、郡山市議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

郡山市議会政策等調査検討会座長

郡山市議会議員

委 任 状

年 月 日の政策等調査検討会の会議には欠席いたしますので、郡山市議会政策等調査検討会設置要綱第5条第2項の規定により審議結果の一切を検討会の決定に委任いたします。